

# 会 務 月 報

## 第308号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### 平成20年9月 通常理事会概要

- 1.日 時 平成20年9月25日(木) 13:30～15:00
- 2.会 場 日事連会議室
- 3.理事会構成者数及び出席者数  
 理事会構成者数 34名  
 出席者数 32名(内、表決委任状提出者5名含む)
- 4.出席者及び欠席者の氏名  
 出席者  
 会 長 三栖邦博  
 副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、  
 外木場久雄、八島英孝  
 専務理事 高津充良  
 常務理事 北野芳男  
 常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、  
 山田美光  
 理 事 秋野卓生、浅野善治、上野浩也、上原伸一、  
 大野和男、計良光一郎、須賀川勝、野呂幸一、  
 宮原克平、村山高文、山中保教、横須賀満夫、  
 割田正雄  
 監 事 大内達史、岡田利一、速水可次  
 特別出席 井上俊之国土交通省住宅局建築指導課長  
 宿本尚吾  
 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官  
 欠席者(表決委任状提出者)  
 常任理事: 髭右近外嘉、理事: 定行まり子、馬場錬成、  
 水谷達郎、水庭武宣

欠席者(表決委任状未提出者) 理事: 河野久、森野美徳  
 事務局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長

#### 5. 国土交通省からの改正建築士法に係る取組事項等についての説明

議事に先立ち、この度、6月から7月にかけて財団法人建築技術教育普及センターがいわゆる「みなし講習」として実施した「構造/設備設計一級建築士の資格取得のための講習の修了審査結果」が発表されたのに伴い、国土交通省の井上建築指導課長及び宿本建築指導課企画専門官を本理事会にお招きし、それぞれの講習の修了審査結果及び国土交通省の今後の方策について、説明を聞いた。井上国土交通省住宅局建築指導課長より、次の事項について説明がなされた。

- 1) 構造設計一級建築士に関するみなし講習の審査結果については、9月24日に審査結果の発表があり、5,983名が合格した(合格率約50%)。今回の不合格者に対し、11月2日に再審査を実施する。さらに、法施行後(20年11月28日)から法適用日(21年5月27日)までの間に講習(本講習)・審査を実施することとしており、構造設計一級建築士の数がさらに増えるものと考えている。
- 2) 設備設計一級建築士に関するみなし講習の審査結果については、9月11日に審査結果の発表があり、2,319名が合格した(合格率約45%)。今回の不合格者に対し、10月19日に再審査を実施する。さらに、法施行後(20年11月28日)から法適用日(21年5月27日)までの間に講習(本講習)・審査を実施することとしており、設備設計一級建築士の数がさらに増えるものと考えている。
- 3) 両方の技術者の不足が懸念される地方部において、都道府県、関係団体と連携し、技術者の斡旋、紹介等のサポート体制を整備(必要となる経費を21年度予算において1億5千万円要求中)。
- 4) 沖縄県では、構造設計・設備設計の研修センターを設置するべく準備を進めている。早い時期にNPO法人として活動していくことになるものと考えている。他県でも

類似の検討が行われていると聞いている。

これに関連した意見交換は次のとおりであった。

- 建築設備士が約33,000名いるが、そのうち一級建築士試験受験者数が1千名程度でありハードルが高いことが推測される。これらに対する対策は何かあるか。  
建築設備士約33,000名のうち、建築系は4千名から5千名といわれている。来年の一級建築士試験から設備に関する設問数も増えることになる。機械、電気系の方からするとハードルが高いと感じるかもしれないが、建築士法の枠組みの中での資格であるため現状ではやむを得ないのではないかと。

- 構造/設備一級建築士は会社等の組織に所属している資格者が多いと思われるが、資格者が会社の業務と組織をはなれて行う業務を兼務する者がいるかについて検討しているか。

都道府県で実態を把握した上で、沖縄県での事例等を参考にして、今後さらに検討していくことになると考えている。

- 構造/設備一級建築士に関するみなし講習で考査のうち法適合確認科目は合格しているが、設計科目が不合格の者が多いと聞いている。そのあたりの改善方法は考えているか。

構造/設備一級建築士は法適合確認と設計を行うことができる資格であるため、どちらかが合格したからといって資格者になることは、法律の趣旨からいって無理である。再考査及び本講習・考査でもう一度頑張っていたきたい。

## 6. 議 事

### (1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

宮原克平理事、横須賀満夫理事

### (2) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成20年8月29日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、各副会長、委員長等及び事務局よりつぎの説明がなされた。

平成20年度日事連建築賞の表彰者決定の件

平成20年度日事連建築賞の表彰者について資料1のとおり決めた。

27単位会から第1次審査を経て一般建築部門21点、小規模建築部門25点の合計46点の建築作品が応募された。6月24日に選考委員会を開催し第2次審査を行い、一般建築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定した。さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門7作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行うこととした。現地審査は7月17日から8月8日にかけて行い、8月8日に最終選考委員会を開催した。最終選考委員会で各委員の投票及び討議の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門2点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門4点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする決定を行った。

#### 小規模建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
国土交通大臣賞	東京	川体製作所東京ビル	(株)日建設計
優秀賞	新潟	新潟大学科学技術交流館	西村伸也研究室 新潟大学施設管理部、鹿島建設株式会社
優秀賞	愛知	すかぬま耳鼻咽喉科	中日設計(株)
奨励賞	北海道	チカカ 長浦海岸カキ	柳雅人建築設計工房
奨励賞	宮城	「のびやかに呼吸する家」～自然素材をつかって～	(株)東北建築監理事務所
奨励賞	長野	わたぼうしふぁーむ	H&L設計室
奨励賞	長崎	医療法人 田村内科総合内科 油木坂カキ	イタダ イー級建築士事務所
奨励賞	熊本	山鹿バス駅	大和設計(株)

#### 一般建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
日事連会長賞	北海道	大成札幌ビル	大成建設札幌支店一級建築士事務所
優秀賞	東京	北日本新聞創造の森越中座	鹿島建設(株)一級建築士事務所
優秀賞	東京	東京松屋NITY	1級建築士事務所 河野有恒建築士画室
優秀賞	石川	かほく市立大塚保育園	(株)MAC建築研究所
優秀賞	大阪	龍谷大学大宮学舎 大宮図書館	(株)日建設計 大阪ワイズ一級建築士事務所

奨励賞	北海道	北見信用金庫本店	(株)北海道日建設計
奨励賞	東京	南越前町立今庄小学校	(株)石本建築事務所
奨励賞	大阪	高松大学 学生会館	(株)竹中工務店 大阪一級建築士事務所
奨励賞	福岡	熊本県こども総合療育センター	(株)日建設計

#### 建築士定期講習(法定講習)の実施の決定の件

建築士定期講習の実施については、(財)建築技術教育普及センターが登録講習機関として、日事連及び社団法人日本建築士会連合会が実施協力機関として、三者が協力して実施することとしている。

そのうち実施協力機関となる日事連及び士会連合会は、去る6月1日に講習の実施について相互協力を行う旨の基本合意を締結した。

この講習は、本年12月1日から受講申込書を配布し、受付を行い、平成21年2月から講習を実施するため、8月29日に開催した常任理事会において、資料2の通り講習の実施についての登録講習機関と実施協力機関との「業務分担」、「受講料収入の割り振り額」、及び「当面の実施スケジュール」について決定した。

なお、日事連が担当実施する建築士定期講習は岐阜県を除く46の建築士事務所協会(会員団体)とした。

議長より、以上の及びの常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 2) 苦情の解決業務の実施体制の確立の件

上原理事(指導運営副委員長)及び事務局より、資料3によって指導運営委員会及び苦情の解決業務対応ワーキングチームで検討し、常任理事会に諮って進めてきた法定団体の業務の一つである苦情の解決業務の実施体制の確立を図るため、「苦情の解決業務」の実施準備を要請する文書を9月1日に単位会に送付したこと及びその体制整備のため一定期間の苦情の解決業務育成支援制度の創設を提案する説明がなされた。

苦情の解決業務育成支援制度は、業務確立経費の助成として、平成20年10月1日から平成22年3月31日の間、年度ごとに各単位会一律5万円を助成する。業務実施報告経費の助成として、平成20年12月1日から平成23年

3月31日の間、苦情の申出人と面接を行った案件のうち、当該年度に苦情解決業務が終了した案件に対して、報告様式とは別に案件解決の概要を添付することを条件に1案件1万2千円を助成する。このことにより予算の更正が必要となるが、理事会の承認を得た後に中間決算の状況を踏まえて必要な予算更正を行いたい。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを決定した。

#### 3) 改正建築士法・政省令解説講習の実施の件

事務局より、資料4によって改正建築士法・政省令解説講習の開催について次の趣旨の説明がなされた。

この講習は、昨年実施した「改正建築士法の講習会」と同様に当連合会と建築士会連合会の共同開催として本年の11月5日・6日に東京都で国土交通省担当官が講師として実施する。その後同開催企画を参考にして各地の建築士事務所、建築士会において順次企画・実施願うこととしている。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを決定した。

#### (3) 報告事項

1) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について  
事務局より、資料5を基に全国大会実行特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)(10月3日開催)の当日の行事及び正副会長の担当事項、シボ・ジウムパル社名、日事連建築賞の受賞作品パル社の展示の他、建築・空間デザイン・グッズの依頼による建築物等の収蔵写真のパル社展示を行うこと等の運営及び全国大会の参加数(735名)についての説明がなされた。

2) 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の開始について

事務局より、本年11月28日に改正建築士法等が施行されることに伴い現行約款の改正すべき事項の検討を行うため、日事連が事務局となり日本建築士会連合会、日本建築家協会、建築業協会とともに検討委員会の活動を開

始した。検討委員会は契約約款を検討するグループと業務委託書内容を検討するグループに分かれ、11月27日の完成を目標にそれぞれ作業を進めている旨の内容が資料6によって報告された。

### 3) 会員・構成員異動報告

平成20年7月末日、8月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料7の通り。

平成20年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,699事務所、賛助会員5社

平成20年8月31日現在

正会員46団体、構成員14,727事務所、賛助会員5社

名称変更(平成20年7月9日付)

(新) 社団法人宮崎県建築士事務所協会

(旧) 社団法人宮崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年7月31日付)

(新) 社団法人長崎県建築士事務所協会

(旧) 社団法人長崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年8月5日付)

(新) 社団法人京都府建築士事務所協会

(旧) 社団法人京都府建築設計事務所協会

### <配付資料>

資料1: 平成20年度「日事連建築賞」審査報告

資料2: 建築士定期講習について

資料3: 「苦情の解決業務」の実施準備について

資料4: 改正建築士法・政省令解説講習会企画(案)

資料5: 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

資料6: 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

資料7: 会員・構成員異動報告書

参考資料: 国土交通省住宅局建築指導課資料

## 第7回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日時 平成20年9月26日(金) 15:05～16:50

会場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、山崎委員、西倉委員、  
吉川委員、宮原委員、荻原委員

事務局: 高津専務理事、北野常務理事、恩田、鈴木、前田、  
千浜、松谷

### 1. 議題

#### 1) 大会参加申込状況等について

事務局より、大会参加申込状況等について資料1によって説明がなされた。

単位会の参加数が9月25日現在で735名となり、併せて来賓の出席見通し等の報告が行われた。また、日事連建築賞受賞の登壇者、年次功労者の登壇者を決定し、単位会を通じて代表受賞者へ連絡を行う。

#### 2) 会場図、壇上席次案、客席配席案について

事務局より、会場図、壇上席次案、客席配席案について資料2によって説明がなされた。来賓については、直近まで出席者の調整があるため壇上席次案、台本の進行等の修正は適宜対応をすることとした。

座席誘導については案内図を出入口に表示をすること、各ブロック表記のポール設置を行うこととし、シボジュール開催中の来場者についての座席誘導については予備席等に案内するなど、進行の妨げにならないように対応することとした。

#### 3) 大会式典及び記念パーティの進行について

事務局より、大会式典及び記念パーティの進行について資料3によって説明がなされた。次第については、「開会挨拶」を「開会の辞」、「閉会挨拶」を「閉会の辞」に修正し、来賓祝辞の後に祝電披露の追加を行う。緞帳のアップダウンのタイミングについて確認をし、帝国ホテルと大会当日も調整を行うこととした。

また、全体のスケジュールについて確認を行い、シボジュールでのパチスロへの対応、来賓誘導及び案内業務等、各大会委員及

び事務局の役割分担を決定した。特に来賓誘導については、スムーズに出来るよう連携をとる必要があるとの意見が出された。

#### 4)大会プログラムの準備状況について

事務局より、大会プログラムの準備状況について資料4によって説明がなされた。

国土交通大臣の交代等、大会招待者名簿の修正を行い、最終校了に入っている段階である。1,000部印刷し、納期は10月2日の予定であることを確認した。

#### (配付資料)

資料1：大会参加申込状況等について

資料2：会場図、壇上席次案、客席配席案について

資料3：大会式典及び記念パーティの進行について

資料4：大会プログラムの準備状況について

### 第33回建築設計制度等対応特別委員会・第18回 業務報酬基準ワーキンググループ合同会議概要

日 時 平成20年9月29日(月) 16:00～18:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

#### <建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 佐々木宏幸、小林 志朗、望月 淳一、  
佐野 吉彦、高津 充良

#### <業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 齊藤 俊夫

委 員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、  
近藤 敏春、近藤 剛啓、立田 千秋

事務局：北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠 席 者(建築設計制度等対応特別委員会委員)榎原 信一

#### <配付資料>

・第32回建築設計制度等対応特別委員会・第17回業務報酬基準ワーキンググループ合同会議議事録

・業務報酬基準改定委員会及び同幹事会(9/24)の抜粋資料

2008-11 日事連会務月報

料<委員会限り>

(資料4・資料5-1,5-2,5-3は委員会終了後、回収)

・工事監理ガイドライン策定委員会(9/24)の抜粋資料 <委員会限り>

・一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関するパブリックコメント資料

・一級建築士の懲戒処分の基準に関するパブリックコメント意見(案)

業務報酬基準改定委員会・同幹事会及び工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会に係る当会での対応について検討するため、引き続き合同会議として開催した。

なお、前回議事録について修正等があれば10月1日までに事務局へ連絡することとした。

議事1. 業務報酬基準改定委員会及び同幹事会の検討経過報告及び当会での対応の検討について

佐々木委員より次の旨の報告があった。

・9月24日の委員会及び幹事会で業務報酬改定案を検討した。意見は本日正午の締切であったため、今後の意見は、中央建築士審査会での審議後、10月中旬に公表させる予定のパブリックコメントで出すこととなる。

・建築物の類型での「行政施設」は残すべきとの意見は反映されず合算され、15類型となった。また、追加業務について別添三に明記された。

・工事監理ガイドラインでは、「2.工事監理及びその他の業務」の「一工事監理」部分のみを扱うこととなる。

・請負代金内訳書の承認については、岡本副委員長からの意見もあり、工事費内訳明細書作成は標準業務ではないため、明細書がない工事が存在するため、工事施工者から提出される請負代金内訳書を合理的な方法により検討して承認できないのではないか、ということで、請負代金内訳書の検討方法の意見を出している。

・別添一の別表第1に「...特殊なものや複数の類型が混在する建築物は、本表に含まれない。」が加わった。

・別添二の標準業務人・時間数は、建築物の用途による類型

に応じて設定され、その延べ床面積の範囲は実態調査の補正結果を反映したものであり、類型に応じその範囲は異なる。

- ・別添三の調査・企画等に係る業務の業務内容の例示等について、更に詳細に説明した解説書を幹事会WGで作成している。
- ・業務報酬基準改定案に、見直しの期間を記載するよう要望を出している。

以上の説明後、主には以下の発言があった。

運用については、どうなっているか。

- 幹事会・幹事会WG等では、運用についての検討はしていない。団体から意見をあげた方がよい。

長期にわたる改定委員会・同幹事会・幹事会WGでの検討と、当委員会でも対応等の検討を行い、一定の成果が見えてきた段階である。パブリックコメント等の状況をみて対応を検討することとした。

議事2. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の検討経過報告及び当会での対応の検討について

佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・現在、内容について精査中である。工事監理ガイドラインは(案)として出す予定である。ガイドラインが出た後に、チェックリストも作成することとなっている。
- ・工事監理マニュアルを各社から提供いただき検討を行った結果、工事監理の程度は一定のレベルに保ちつつも、簡素でわかりやすく、かつできないことを無理強いしないようなガイドラインとすることとしている。
- ・小規模建築士事務所への工事監理業務の実態調査について、ガイドラインがある程度まとまった時点で計10社程度に対面式によるヒアリング調査を行うこととしている。調査対象事務所は、東京近郊の事務所を団体から推薦することとなる。

以上の説明後、以下の発言があった。

ヒアリング調査について、意匠専門の小規模事務所の推薦等は日事連での対応は難しい。当委員会委員から選出する

か、策定委員会で実態調査の中から対象候補事務所をあげて対応することがよいのではないか。

ヒアリング調査における意匠と総合の部分が日事連の推薦対象小規模建築士事務所となるが、事務所の推薦は、策定委員会が候補をあげ、その中から日事連が推薦する形がとれないか佐々木委員が確認することとし、日事連としては調査に協力することとした。

議事3. 一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関するパブリックコメントについて

高津委員より、主に次の説明があった。

- ・9月17日付で一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関するパブリックコメントが行われている。
- ・従来の処分は「一級建築士の懲戒処分の基準」(平成19年5月31日制定)で行われてきたが、建築士法の改正による新たな規定に対応した懲戒事由を追加するなど処分基準の見直しを行う。処分内容は「ランク表」を基本に個別事情による加減を行い、処分区分表に基づき決定される。
- ・日事連としてのパブリックコメント案として、今回懲戒事由として追加された行為のうち、建築物の実態違反や消費者権利を侵害する様な行為についての処分ランク4以上は過重で見直しが必要、定期講習受講義務違反について明確に示す必要がある、過去の処分歴について軽微な処分と重大な処分歴の過重が機械的に加算されるのは過重な処分である旨を意見として提出したい。また、単体会へ会員建築士事務所に対しても意見の提出をよびかけていただくよう要請したい。
- ・3代会長会議でパブリックコメントへの対応について検討がなされ、それぞれの団体で対応することとなった。

検討の結果、日事連としてのパブリックコメントを提出するとともに、単体会にも会員建築士事務所に対しての意見提出の働きかけを行う文書を送付することとした。他に意見があれば各委員からも直接意見を出すこととした。

議事4. その他

次回日程について

次回委員会開催予定

(今回と同様に合同会議として開催する)

平成20年10月28日(火)15:00～17:00 日事連会議室

## 第1回 総務・財務委員会概要

日 時 平成20年9月29日(月) 13:30～15:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委員 高橋祥治、大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

特別出席 三栖邦博

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

欠席者 委員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治

### 1. 委員紹介

三栖会長、本澤担当副会長、山田委員長の挨拶後、委員及び事務局の自己紹介が行われた。

### 2. 機構及び事業報告

山田委員長より、資料2、資料3、資料4により、日事連の機構及び総務・財務に関する過去2年間の事業報告の説明がなされた。

### 3. 議 事

#### (1) 平成20年度事業について

##### 1) 日事連の法定団体への移行について(定款整備)

事務局より、日事連が法定団体へ移行するために、6月の通常総会で定款の一部変更がなされたことについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」、「会員資格(第5条)」及び「選任(13条)」の規定を変更した。

法定団体としての社会的責任及び業務の増加に対応するために、副会長1名を増員するための「役員員の員数(第12条)」の規定を変更した。

その他所要の規定を変更した。

公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、他団体の動向や国の認定の状況等を踏まえつつ検討していきたい。

#### 2) 単位会の法定団体への移行及び公益社団法人への移行のための「E」定款の作成等について

事務局より、単位会が法定団体及び公益社団法人へ移行するための「E」定款の作成等について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

定款等整備ワーキングチームでは、単位会が改正建築士法に規定する法定団体の届出ができること及び公益社団法人の認定が円滑に行われるよう「E」定款(案)と解説」及び「定款変更と時期について(案)」を作成し、昨年11月の全国会長会議で説明し単位会へ提供した。

改正建築士法のうち、「建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会」に関する法定団体に係る規定の施行期日が平成21年1月5日となった。

法定団体に係る単位会の定款変更状況は以下のとおりである。

- ・変更済み(県の認可済み)36単位会
- ・変更済み(県の認可待ち) 5単位会
- ・変更予定(10～11月に臨時総会開催)4単位会
- ・県と協議中1単位会(現状の定款で対応できるか、県と協議中)

#### 3) 単位会の指定事務所登録機関の指定について

事務局より、単位会の指定事務所登録機関の指定について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

事務所登録事務対応ワーキングチームでは、単位会が都道府県より円滑に指定事務所登録機関として指定を受けられるよう、事務所登録に係る現況調査等を行うとともに、「E」登録等事務規程」及び「E」登録事務取扱要領」を作成し単位会へ提供した。

現段階で、指定事務所登録機関に指定されることが予定されている単位会と時期は以下のとおりである。

- ・平成20年12月指定 東京会、大阪会(2単位会)
- ・平成21年4月指定 埼玉会、神奈川会、静岡会(3単位会)
- ・平成21年6月指定 石川会(1単位会)
- ・平成21年4月頃指定予定 茨城会、千葉会、長野会(3単位会)

#### 4) 日事連及び単位会の公益社団法人への移行について

事務局より、公益法人制度改革による一般社団法人と公益社団法人の概要及び新たな課税比較について資料8、資料9によって説明がなされた。

税制上の課税について、現行の公益法人は収益事業に係る法人税の税率は22%、受取利息の源泉所得税は非課税であるが、新たな制度では、公益社団法人、一般社団法人とも収益事業に係る法人税の税率が30%(年800万円以下の部分については22%)になる。一般に法人の行う事業には、収益事業(この中には公益目的事業が含まれる場合がある)と収益事業以外の事業があるが、公益社団法人の場合、認定法上の公益目的事業であれば、収益事業から除外することができ、狭義の収益事業にのみ課税され、受取利息の源泉所得税は非課税である。また、一般社団法人であっても、「非営利性が徹底された法人」及び「共益的活動を目的とする法人」については、全ての所得に課税されるのではなく、広義の収益事業にのみ課税となる。但し、受取利息の源泉所得税については20%、設立登記時の登録免許税が6万円課税される。

公益社団法人への移行の最大のメリットは税制上の優遇措置にあると考えていたが、一般社団法人であっても一定の要件を満たせば、法人税については公益社団法人とほぼ同様の課税になること。また、もともと税負担の少ない又は税負担のない団体では、ほとんど税務上のメリットが受けられないこと等が判明してきている。

協議の結果、公益社団法人への移行時期等については、今後、他団体の動向や国の認定の状況等を踏まえつつ

検討することとした。

#### (2) 日事連建築賞表彰者の決定について

事務局より、日事連建築賞表彰者の決定について資料10によって次の趣旨の説明、報告がなされた。

27単位会から第1次審査を経て一般建築部門21点、小規模建築部門25点の合計46点の建築作品が応募された。6月24日に選考委員会が開催され第2次審査を行い、一般建築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補として選定し、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門の7作品、小規模建築部門の6作品を現地審査することとした。現地審査は7月17日から8月8日にかけて行われ、その結果を踏まえて8月8日に最終選考委員会を開催し、一般建築部門、小規模建築部門を問わず、国土交通大臣賞及び日事連会長賞各1作品を選定した。また、優秀賞に一般建築部門から4作品、小規模建築部門から2作品を、奨励賞に一般建築部門から4作品、小規模建築部門から5作品を選定した。

表彰は、10月3日開催の第33回建築士事務所全国大会式典において行う。

#### (3) 年次功労者表彰者の決定について

事務局より、年次功労者表彰者の決定について資料11によって次の趣旨の説明、報告がなされた。

表彰規程により、日事連推薦者2名、単位会推薦者38名及び特別功労者表彰者4名を決定した。

特別功労者表彰として、(有)日事連サービスの設立及び設立当初から役員あるいは出資者として運営に貢献をした4名に感謝状を授与し表彰することとした。

表彰は、10月3日開催の第33回建築士事務所全国大会式典において行う。

#### (4) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

事務局より、全国大会実行特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について資料12によって、次のとおり説明がなされた。

- ・ 11:00～11:30 記者会見  
出席者:会長、副会長、専務理事
- ・ 13:00～15:00 シンポジウム  
テーマ「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」  
パネリスト 北川正恭、白石真澄、平田京子、三栖会長  
コーディネーター 細野透
- ・ 15:15～16:40 大会式典  
会長、副会長、日事連建築賞選考委員長は登壇
- ・ 17:00～18:45 記念パーティー  
会長、副会長はパーティー開始時に会場入口にて来賓等の出迎え、来賓との歓談を行う。常任理事は来賓との歓談を行う。
- ・ 当日の大会運営にあたっては、全国大会実行特別委員会委員及び東京会、千葉会、神奈川会、埼玉会の各事務所に協力を依頼することとする。
- ・ 単位会からの大会参加者は、要請数805名に対し、回答数735名となっている。

#### (5) (有)日事連サービスの役員について

事務局及び常務理事より、(有)日事連サービスの役員及び出資者の選任について資料13によって、次のとおり説明がなされた。

(有)日事連サービスの役員及び出資者の長期固定化を改善するため、(有)日事連サービスからの要請により平成19年度の総務・財務委員会で検討、作成した(有)日事連サービスの役員及び出資者の選任方針に基づき、(有)日事連サービスは平成20年6月26日の第15期定時株主総会で新たな役員及び出資者を選任した。

次回委員会開催予定

平成20年11月19日(水)13:30～16:00

(配付資料)

資料1:総務・財務委員会名簿

資料2:平成20年度日事連機構

資料3:平成18・19年度事業報告

2008-11 日事連会務月報

資料4:平成20年度事業計画

資料5:定款の一部変更議案他

資料6:「定款等整備ワーキングチーム」成果報告他

資料7:「事務所登録事務対応ワーキングチーム」成果報告他

資料8:公益法人制度改革の概要

資料9:公益社団法人、一般社団法人に係る新たな課税比較

資料10:平成20年度「日事連建築賞」審査報告他

資料11:平成20年度年次功労者表彰について

資料12:第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

資料13:(有)日事連サービスの役員及び出資者

### 第1回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成20年9月24日(水) 14:00～16:40

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

特別出席:日事連会長 三栖邦博、(有)日事連サービス 中川孝昭

日事連事務局:高津、北野、恩田、鈴木、干浜

{配付資料}

業務・技術委員会委員名簿

資料1:日事連機構、平成20年度事業計画

資料2:賠償責任保険関係資料

資料3-1:建築士事務所の技術者人件費等について

資料3-2:建設省告示第1206号における略算方法による標準業務人・日数の補正について

資料4:建築士事務所会員事務所向け「業務報酬算定プログラム」ダウンロードサービスの提供終了について

資料5:建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

資料6:「建築士事務所のための業務書式ファイル集2007」の改

訂について

資料7: 業務報酬基準の改定の動きについて

資料8: 重要事項説明内容等検討会関係資料

資料9: 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の検討経過について

資料10: 建築技術基準・制度運用調査委員会準備会について

三栖日事連会長、八島担当副会長、木村委員長冒頭挨拶、委員紹介

議事1. 当委員会に係る平成20年度の事業について

事務局より資料1を提出し、当委員会の中に構造技術専門委員会、建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ及び業務報酬基準ワーキンググループが設置されていること、また業務・技術に関する事業計画として8項目の事業をあげていることについて確認した。

議事2. 日事連・建築士事務所賠償責任保険制度について

(有)日事連サービス・中川氏が特別出席し、資料2に基づいて賠償責任保険制度の加入状況及び各団体の保険内容の比較等について報告がなされた。

- ・賠償責任保険の加入促進は当委員会として重要課題としてあげており、単位会の年間加入率を10%引き上げることを数字目標に掲げて取り組むことにしている。
- ・具体の加入促進では、業務・技術委員に協力を得ながら、単位会の要請により(有)日事連サービスが、同保険の説明会等に協力しながらバックアップしていきたいと考えている。

議事3. 業務技術レポートについて

建築士事務所の技術者人件費等について

毎年業務・技術委員会レポートとして、本会誌「Argus-eye」11月号及び本会ホームページに掲載している業務報酬に関する資料について、技術者日額及び直接人件費の考え方についての説明と厚生労働省の統計資料である賃金構造基本統計調査結果(平成19年6月の調査結果)の一級建

築士の賃金データ、また建設業の所定内給与対前年同月比の数値等を更新した資料3-1を事務局より提出し説明した。

- ・注意書きとして新告示が年内に示されることを記述したが記載しないこととした。
- ・協議の結果、本会誌「Argus-eye」11月号及び本会ホームページに業務・技術委員会レポートとして掲載することを決定した。

建設省告示第1206号における略算方法による標準業務人・日数の補正について

建設工事費データの平成19年度暫定数値が国土交通省よりだされ、その暫定値を基に人・日数の補正をした資料3-2を事務局より提出し説明した。

- ・国において業務報酬基準の見直しが進められ、10月中旬頃に同基準の改定案がパブリックコメントとして公表されるため、同時期に標準業務人・日数の補正を本会ホームページ等に公表した場合、混乱が生じるおそれがある。
- ・協議の結果、当資料は公表せず、の建築士事務所の技術者人件費のみを業務・技術委員会レポートとして掲載することを決定した。

議事4. 建築士事務所協会会員事務所向け「業務報酬算定プログラムダウンロードサービス」の提供終了について

平成11年より建築士事務所協会会員事務所へダウンロードサービスを行ってきたが、今後業務報酬基準の新告示が公示予定のため、現行の告示1206号と形態が異なることにより改正建築士法の施行日以降のサービスを終了することを了承した。

議事5. 四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

改正建築基準法等及び国の業務報酬基準改定委員会で検討している標準業務内容等との整合を図るために、四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会を設置して、改正作業に着手したことを資料5に基づき事務局より報告した。

具体の改正作業は2つのWGに分かれて検討を行い、然るべき時期に発行していく予定である。

#### 議題6. 建築士法改正に関わる「建築士事務所のための業務書式等」集2007」の改訂について

当「集」について、今後建築士法改正に伴う改訂及び告示1206号の改正に関わる修正等を行い、12月上旬を目途に改訂版を発行することを了承した。

#### 議題7. 業務報酬基準見直しの動きについて

国の業務報酬基準改定委員会及び同幹事会において、標準業務内容等の見直し及び実態調査結果を基に業務量の略算表の見直しをすることを柱として、業務報酬基準の改定作業が進められていることを確認した(資料7)。

#### 議題8. 重要事項説明内容等検討会の経過報告について

国交省の要請により、建築関係団体において実務的観点から改正建築士法第24条の7に規定する重要事項説明の具体的内容を検討することになり、検討会で進められてきている検討内容について資料8に基づき事務局より経過報告をした。

今後は解説書の発行も視野に入れて作業を進めていくこととしている。

#### 議題9. 工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の経過報告について

社会資本整備審議会建築分科会の「業務報酬基準・工事監理小委員会とりまとめ」及び現在検討中の業務報酬基準改定の方向性を踏まえ、工事監理について具体的な業務内容を示す工事監理ガイドライン案を作成することを目的に策定委員会・同幹事会を設置して検討を開始したことを資料9に基づき事務局より報告した。

具体のガイドライン案の作成は幹事会において行われ、同案が作成された際の周知・活用方法についても検討を行うこととしている。

#### 議題10. その他-建築技術基準・制度運用調査委員会について

国交省において、建築基準法等の技術基準及びその運用について調査委員会を設置して、当面基準法の運用及び

構造関係の基準に関することを中心に検討を行うことになったことを資料10に基づき事務局より報告した。

9月29日に準備会を行うこととしており、木村業務・技術委員長並びに西構造技術専門委員長が出席することを報告した。

#### @次回委員会

平成20年12月10日(水)14:00～16:30 日事連会議室

### 第1回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成20年9月17日(水) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・野呂敏秋、副委員長・横須賀満夫、委員・沖野 寛、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治  
担当副会長・外木場久雄

欠 席 者 委員・新井典夫、国吉真正

議 事

#### 1. 平成20年度事業計画について

改正建築士法の円滑な施行に向けた広報事業の実施  
事務局より、改正建築士法で法定団体となる建築士事務所協会、その会員及び連合会の存在及び社会的意義を既会員、未加入事務所及び国民へ広く周知する方法の作成を目的として設置された改正法周知ワーキングチームの現在までの状況報告を以下のとおり行った。

・すでに成果物として完成している項目

(1)「建築士事務所憲章」の見直しについて(既会員への取り組み)

昭和55年に制定した「建築士事務所憲章」を、今回の改正法の趣旨を踏まえて見直すこととし、3月28日開催の常任理事会に提案し承認され、広報・渉外委員会で決定した憲章改訂案を単位会に諮り、最終改訂案を作成し5月開催の常任理事会、通常理事会で提案・承認、6月開催の全国会長会議に報告している。また、10月3日に開催する全国大会において公表を予定している。

(2) 加入促進用パンフレットの作成について(未加入事務所への取り組み)

会員増強の一助となるよう、未加入事務所への加入促進用パンフレット(A3判見開き4ページ・カラー 50,000部)を作成し、7月31日に単位会へ送付し、管理建築士資格取得講習(みなし講習)会場及び適合証明技術者業務講習会場等での活用を図ることを依頼した。

(3) 国民への周知用パンフレットの作成について(国民への取り組み)

国民への周知用パンフレットについては、平成20年度実施の建築士事務所キャンペーンで配布するタブロイド版パンフレット(「日事連新聞」4ページ・カラー50,000部)と、その後も活用できるA4判パンフレット(「建築」8ページ・カラー50,000部)の2種類を作成し、9月11日に各単位会へ送付し、一般消費者や、建築主に配布するなど、活用を依頼した。また、A4版パンフレットの印刷データ及び説明用パワーポイントをCD-ROMにデータとして入れ、あわせて送付した。

・現在検討中の項目

(4) 名刺、封筒等への「建築士事務所協会会員」表示例の提示

改正建築士法で、「名称の使用の制限」(第27条の4)が規定されたことから、会員事務所が名刺、封筒等へ「建築士事務所協会会員」と表示することをステータスととらえ、単位会に表示例を提示し、会員事務所へ表示の推奨を依頼したい。

・今後取り組みを予定している項目

日事連として

- ・「会員証」原案作成(平成21年4月に単位会が発行する会員証を目標)
- ・「誓約書」原案作成
- ・日事連ホームページに「入会案内」入口の設置
- ・日事連の略称(愛称)の検討

単位会として

・名刺、封筒等への「建築士事務所協会会員」表示

の推奨

- ・新しい「会員証」の作成(発行は平成21年4月)
- ・新入会員セミナーの開催(平成21年4月以降)
- ・会員へのメール送信システムの確立
- ・協会の略称(愛称)の検討

上記の報告後、(4)「名刺、封筒等への「建築士事務所協会会員」表示例」については、資料2に提示した単位会への依頼文書(案)が承認され、早期に単位会へ依頼することとした。

今後取り組みを予定している項目については、ワーキングチームで検討の上、実施を目指すこととした。

建築士事務所キャンペーンの実施

事務局より、以下の説明を行った。

- ・今年で10回目の事業で、改正建築士法の施行が11月末に予定されていることから、国民に単位会、日事連の役割、会員である建築士事務所の業務の周知を図ることを中心に、「われわれは信頼できるパートナーです」を統一テーマとして10月、11月に集中して実施を依頼している。
- ・助成金は昨年同様「実施計画書及び収支予算書」を提出した単位会に対し、60万円を上限にキャンペーン活動経費として助成することとした。

要望運動の実施

事務局より、要望運動の実施について、以下のとおり報告を行った。

平成20年度の要望項目は、昨年同様以下の4項目とし、平成20年度に即した内容として作成した。

- 1)改正建築基準法・改正建築士法の施行に関する市民への周知徹底の要望
- 2)公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたっては品確法の主旨に則り、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望
- 3)建築設計・工事監理の発注にあたっては、建設省告示第1206号による「建築士事務所の開設者がその

業務に関して請求することのできる報酬の基準」  
によって行われるよう要望

4) 建築設計・工事監理の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望

なお、要望書一式は8月11日付で単体会へ送付した。

会誌の充実・発行

事務局より、会誌編集専門委員会では、会誌の充実に図るために実施したアンケート結果をもとに、会誌全般の見直し(表示デザインの変更、会員参加型記事企画の検討、読者の希望を踏まえた掲載項目の検討等)を行っていること、また委員会の更なる充実に図るため、委員の交替及び1名増員を行ったことを報告した。

ホームページを活用した広報活動

従来、教育・情報委員会で取り組んできたが、広報的機能の強化を図るため広報・渉外委員会が担当することとなり、次回以降本委員会で検討を行っていくこととした。

2. 建築3団体による「公共建築における適正な業務報酬の算定等に関する要望」(平成20年7月17日)について  
高津専務理事より、建築設計関連3団体で、業務報酬基準の見直しにあわせて、公共建築における適正な業務報酬の算定が行われるよう、国土交通省大臣官房官庁営繕部長に要望を行った旨の説明が行われた。

要望項目

官庁施設的设计業務等の改善について

- ・「依頼度」の設計の考え方の見直し
- ・「図書目録に基づく算定方法」の全面的な見直し
- ・「数量調書及び数量調書に基づく概算書の作成」業務の追加業務としての位置づけ

他省庁及び全国の自治体の公共建築の設計業務積算要領の改善について

3. 建築・空間デジタルアーカイブス(DAAS) について

事務局より、平成18年に国土交通省及び日事連を含む建築関係団体が中心となり設立されたDAASの現在までの活動報告とともに、直近で協力することとして日事連建築賞受賞作品データの提供(過去10年間の優秀賞以上の受賞作品データを提供し、DAASWEBで紹介)、10月3日開催の第33回全国大会(東京開催)会場においてDAASのPR(パブリック展示、パブリックによるWEB紹介)を予定している旨報告した。

また、DAASでは新たな委員会を立ち上げ、建築団体に委員派遣の要請が予定されていることから、この要請には広報・渉外委員会に対応したい旨諮ったところ、了承された。

4. UIA2011東京大会への対応について

事務局より、UIA(国際建築家連合)では3年ごとに1万人規模の大会が行われ、2011年に東京で開催されることが決定しており、これは建築界にとって国際的な事業であり、世界の建築家に日本の建築をアピールする良い機会と考え、日事連としても具体的実施に向けて協力していくことを報告した。

5. その他

・建築士法等の一部を改正する法律の一部の施行期日について

事務局より、建築士法等の一部を改正する法律のうち、建築士事務所協会及び連合会に関する制度等に係る規定の施行期日が平成20年1月5日となった旨を報告した。

次回委員会 平成20年11月18日(火)13:30~16:00

## 行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますので  
ご了承ください。

平成20年

- 11月18日 広報・渉外委員会
- 19日 総務・財務委員会、四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会
- 26日 建築設計制度等制度等対応特別委員会・業務報酬基準ワーキンググループ合同会議
- 12月 2日 全国会長会議、理事会、政経フォーラム
- 3日 構造技術専門委員会
- 9日 指導運営委員会
- 10日 業務・技術委員会、会誌編集専門委員会
- 18日 教育・情報委員会
- 19日 全国大会実行特別委員会
- 23日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会

10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成20年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	662	+ 1	5,707	11.6	212	+ 1	32.0
青 森	141	- 1	1,245	11.3	30	+ 1	21.3
岩 手	278		1,353	20.5	54		19.4
宮 城	259	- 5	2,757	9.4	51		19.7
秋 田	174		1,678	10.4	45	+ 1	25.9
山 形	195		1,658	11.8	46	+ 2	23.6
福 島	176	+ 1	2,104	8.4	48	+ 1	27.3
茨 城	501		2,773	18.1	128	+ 1	25.5
栃 木	173		1,840	9.4	85		49.1
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	554		6,274	8.8	89		16.1
千 葉	401		4,491	8.9	87	+ 2	21.7
東 京	1,259		18,300	6.9	294	+ 5	23.4
神奈川	759		7,662	9.9	140	+ 2	18.4
新 潟	280		2,924	9.6	94		33.6
長 野	558	+ 2	2,945	18.9	110	+ 1	19.7
山 梨	120		1,091	11.0	12		10.0
富 山	242		1,572	15.4	51	+ 1	21.1
石 川	257	- 2	1,664	15.4	53		20.6
福 井	246	+ 1	1,189	20.7	55		22.4
静 岡	520		4,030	12.9	125	+ 2	24.0
愛 知	630	- 2	6,039	10.4	136	+ 1	21.6
三 重	185		1,722	10.7	62	+ 1	33.5
滋 賀	202		1,492	13.5	30	+ 1	14.9
京 都	270		2,610	10.3	76	+ 2	28.1
大 阪	1,050		8,101	13.0	168	- 1	16.0
兵 庫	503		4,481	11.2	126		25.0
奈 良	136		1,103	12.3	18		13.2
和歌山	118		916	12.9	24		20.3
鳥 取	86		648	13.3	42		48.8
島 根	158		935	16.9	49		31.0
岡 山	469		1,934	24.3	54		11.5
広 島	384		3,040	12.6	109		28.4
山 口	127		1,610	7.9	37		29.1
徳 島	100		1,161	8.6	14		14.0
香 川	105		1,550	6.8	15		14.3
愛 媛	128		1,526	8.4	20		15.6
高 知	154		895	17.2	16		10.4
福 岡	519		4,491	11.6	128	+ 2	24.7
佐 賀	171		789	21.7	29	+ 1	17.0
長 崎	225		1,112	20.2	37		16.4
熊 本	227		1,713	13.3	79		34.8
大 分	208		1,189	17.5	38		18.3
宮 崎	146	- 2	1,554	9.4	69		47.3
鹿 児 島	320		1,700	18.8	73		22.8
沖 縄	172		1,470	11.7	42		24.4
計	14,723	- 7	129,378	11.4	3,389	+ 27	23.0

建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。